

○北信保健衛生施設組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

(令和2年3月5日 条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、同法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(中野市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の準用)

第2条 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償は、中野市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年中野市条例第16号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。